

# 幼稚園 警報等の発表時における安全確保について

(平成29年9月改訂版)

保育幼稚園課

警報等発表時における園の対応は、下記を基準とします。各園における対応についてはこの基準を踏まえ、幼児の安全確保を最優先として、それぞれの実情に応じたものとします。

その際、各園で、ラジオ・インターネット等の報道や市災害対策本部（危機管理室）等から出される情報を収集するとともに、校区及びその周辺の状況、通学路の安全について点検し、近隣の学校等の状況も把握しながら対応を決定します。

なお、ここで言う警報等とは、「暴風警報（暴風雪警報）、大雪警報、緊急地震速報、東海地震注意情報、東海地震予知情報（警戒宣言）、津波注意報、竜巻注意情報、雷注意報、津波警報、大津波警報、大雨・洪水警報等、気象に関する特別警報を含む警報・注意報等」です。

## 1 暴風警報、暴風雪警報、大雪警報、東海地震注意情報または予知情報（警戒宣言）に対する対応

発表された場合		解除された場合	
時刻	対応	時刻	対応
○幼稚園 7:30 (登園前)まで	臨時休園	○幼稚園 7:30まで	通常通り登園（注1） <div style="border: 1px solid black; border-radius: 10px; padding: 5px; width: fit-content; margin: 10px auto;">大雪警報 積雪の状況を判断し必要な措置をとる（注1）</div>
登園後	園は状況を判断し、必要な措置をとる（注2）	7:30以降	臨時休園

### （注1）登園の際の留意点について

通園路の安全を確認し、平常通り保育が実施されるように努めます。ただし、解除後も災害が著しい等、登園に危険が予想される場合は、園長の裁量で臨時休園、または登園時間を遅らせる措置をとることができます。この場合は保育幼稚園課にその旨連絡をします。

## ※ 大雪警報発表時の対応

暴風警報等と異なり、大雪の場合は大雪警報が解除された後も積雪の状況により登園が困難になることも想定されるため、各園の判断で臨時休園等の措置をとります。

その際、幼稚園敷地内の適切な場所を観測地点として、その場所の積雪量が一定基準（大雪警報に準じて20センチメートル程度）に達する場合に臨時休園とします。

※ 四日市市を含む三重県北部において、大雪警報は12時間の予想降雪量が20センチメートルに達するときなどに発表されます。

## (注2) 園が状況を判断し、必要な措置をとる際の留意点について

### ○暴風警報・暴風雪警報の場合

- ① 通園路における危険箇所の安全、周辺の風雨の状況、災害の状況を確認します。なお、平素よりこのような場合を想定し、危険箇所をリストアップし、対応を協議しておきます。
- ② 拠点的に通園路周辺の民家、在宅保護者から、通園路状況等の安全についての情報提供を求めます。
- ③ 保護者の出迎えのあるまで園で残留措置をとり保護します。なお、平素より保護者の出迎え体制を確立し、連絡方法を明らかにしておきます。

上記のような点をふまえ、臨時休園、帰宅、待機、避難のうち、状況に応じて判断します。

○台風の進路等により暴風警報発令が予想される場合は、各園の判断で発令前でも速やかに帰宅させることも検討します。この場合も保育幼稚園課にその旨連絡をします。

○台風の予想進路等状況によっては、暴風警報などの発表が予想される前日より、保育幼稚園課から翌日の臨時休園等の措置を幼稚園に連絡する場合があります。園は降園時まで保護者に直接連絡をします。

### ○東海地震注意情報または予知情報（警戒宣言）の場合

- ① 保護者の出迎えのあるまで園で残留措置をとり保護します。  
なお、平素より保護者等の出迎え体制を確立し、連絡方法を明らかにしておきます。

**2 特別警報（大雨、暴風、高潮、波浪、暴風雪、大雪）、大津波警報、震度5強以上の地震発生、噴火警報に対する対応**

発表された場合	
時刻	対 応
登園前	<p>臨時休園</p> <p>（*津波・高潮・波浪に関しては対象地区のみとするが、対象地区以外でも、命にかかわる危険が迫ることが予想される場合は公的機関の指示や各自の判断に委ねる）</p> <p>○登園はせず、市災害対策本部など、公的機関の指示に従い、身の安全の確保に努める。（ただちに命を守る行動をとる）</p> <p>（具体的には）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・周囲の状況に注意して速やかに避難場所へ</li> <li>・外出が危険な場合は家の中の安全な場所へ（津波・高潮以外）</li> </ul>
登園後	<p>園待機</p> <p>○幼児の身の安全を確保するとともに、避難場所への速やかな誘導や園内の安全な場所への移動など、必要な措置をとる。（ただちに命を守る行動をとる）</p> <p>（注3）</p> <p>*保護者と緊密な連絡を取る等適切な処置をとり、安全確保の上で出迎えの保護者に引き渡す。</p>

※ 特別警報解除後（翌日以降）は、周囲の状況に注意して登降園を行うが、状況に応じて、園長の裁量で臨時休園の措置をとります。この場合は保育幼稚園課にその旨連絡をします。

※ 登園後に特別警戒が解除された場合は、その後の気象状況等の情報を収集すると共に、通園路等周囲の安全を十分に確認の上、保護者の出迎えなども含めた降園措置等適切な処置をとります。

**（注3）**

**【震度5強以上の地震発生、噴火警報の場合】**

○ ただちに身の安全の確保に努め、保護者の出迎えのあるまで園で待機をとり保護します。その後、市災害対策本部など、公的機関の指示に従います。また、平素より保護者等の連絡方法を明らかにしておきます。

※ 特別警報の創設による地震動警報体系

気象庁からは「緊急地震速報を発表する条件」は、「最大震度が5弱以上と予想された場合」となっており、そのうち、特別警報に位置づけられる緊急地震速報は「震度6弱以上」となっています。

上記対応は震度5強以上について該当するものとしますが、それ以外でも緊急地震速報の場合は十分に情報を収集し、周囲の状況に即応して上記に準じた適切な措置をとることとします。

### 【津波(大津波)警報の場合】

- ① 幼児を安全性の高い場所に移動させ、安全を確保します。平屋建ての幼稚園については、近くの小中学校等決められた避難所に避難します。2階建ての幼稚園については、津波の到達時間に余裕があるときは、近くの小中学校等決められた避難所に避難します。
- ② 市災害対策本部から新しい指示がある場合は、保育幼稚園課より「防災用緊急電話連絡網」「すぐメール」「学校掲示板」等でその対応について連絡します。
- ③ 幼児の降園については、保護者の出迎えのあるまで園あるいは決められた避難場所で残留措置をとり、保護することを原則とします。市災害対策本部の情報をもとに保育幼稚園課と相談し、その安全性に十分な配慮をします。
- ④ 津波浸水区域にある幼稚園は、警報が解除されるまでは引き渡しを行わず、引き取りに来た保護者も一緒に避難をします。降園させる際は、市災害対策本部の情報をもとに保育幼稚園課と相談し、その安全性に十分な配慮をします。

※「決められた避難所」とは、園防災マニュアルで定められ第2次避難場所などをいいます。

なお、津波(大津波)警報、津波注意報発表時の対応については、次の地区の園を対象とする。  
(三重県防災危機管理部が公表した津波浸水予測図(平成23年版)により、津波浸水の可能性のある地区)

富洲原、富田、大矢知、羽津、海蔵、橋北、中部、常磐、塩浜、日永、河原田、楠

※対象地区外であっても、十分に情報を確認し、公的機関の指示に従うこと。

※津波警報、高潮と波浪の特別警報の場合も大津波警報に準じて対応するものとする。

### 【登園後に発表された津波(大津波)警報が、注意報に変更された場合】

- ① 保育幼稚園課が、市災害対策本部と現状についての確認を行います。それらの情報及び対策を「防災行政無線(移動系)」「防災用緊急連絡網」「学校掲示板」「すぐメール」等で、各園に連絡をします。
- ② 降園時間になり、幼児を降園させる際は、上記「1 暴風警報、暴風雪警報、大雪警報、東海地震注意情報または予知情報(警戒宣言)に対する対応」に準じます。

## 3 大雨や洪水などの気象に関する警報、大雪注意報、竜巻注意情報、雷注意報等

### (上記「1」「2」以外)の対応)

それぞれの園の周辺地域の状況を的確に把握し、園長の裁量により上記に準拠して幼児の安全確保のため必要な措置をとるものとします。この場合にも必ず保育幼稚園課との連絡、調整に努めます。

また、大雪注意報発表時において、積雪により登園が困難な場合は、「大雪警報に対する対応」に準じ、臨時休園等の措置をとります。

各種注意報等についても園長は十分に情報を収集し周囲の状況に即応して、登降園に関して最善かつ適切な措置をとります。措置の結果については保育幼稚園課に報告します。

※別途対応が必要な場合はそれぞれの対応マニュアル等を参照のこと

《例》光化学スモッグ予報（注意報・警報・重大警報）→「三重県大気汚染緊急時対策」  
微粒子状物質（PM2.5）注意換気情報（防災みえ.jp メール配信）

#### 4 伊勢湾・三河湾に津波注意報が発表された場合の対応

保育幼稚園課が、市災害対策本部と現状についての確認を行います。それらの情報及び対策を「防災用緊急連絡網」「学校掲示板」「すぐメール」等で、各園に連絡をします。それらを参考に幼児の安全を確保します。

《参考》気象庁 特別警報

<http://www.jma.go.jp/jma/kishou/now/tokubetsu-keiho/index.html>

「Jアラート」による緊急情報発信時等の安全確保について

今後、北朝鮮からミサイル発射があった場合の「Jアラート」（全国瞬時警報発令システム）による緊急情報が発信された場合には、下記のとおり対応していただきますようお願いいたします。

1 三重県に「Jアラート」による緊急情報発信があった場合の対応について

Jアラート発信時	お子様の対応	その後の対応
(1) 登園前	<b><u>自宅待機</u></b> とします	保育の実施については、安全の確保ができたと判断された後、「すぐメール」等により連絡を行います。 万が一、市内及び近隣市町に着弾した場合は、 <b><u>臨時休園</u></b> とします。
(2) 登園・降園中	裏面の「弾道ミサイル落下時の行動について」を参考に親子で <b><u>危機回避行動</u></b> をとります	保護者の判断、または職員等の指示により行動してください。
(3) 在園中	<b><u>園舎内待機</u></b> とします	その後の対応については、「すぐメール」等により連絡します。状況によっては保護者への引き渡しをお願いする場合があります。

2 その他

- 裏面の内容につきましては、国民保護ポータルサイト (<http://www.kokuminhogo.go.jp/>) に掲載されております。